

1. 地震保険料控除の新設

地震による火災保険に加入した場合、最高 5 万円まで控除できるようになりました。なお、居住者が、平成 19 年度以後の各年において、平成 18 年 12 月 31 日までに締結した一定の長期損害保険契約等に係る保険料等を支払った場合、従前同様に 1 万 5 千円までは控除できます。（上記の控除とあわせて最高 5 万円まで）

2. 平成 18 年度から所得税から住民税への税源移譲による税率改正が行われました。この影響で、平成 19 年度分以降の所得税において住宅借入金等特別控除（ローン控除）がある者（平成 11 年から 18 年までに入居した者）のうち、所得税から引ききれない場合の残額相当額は、翌年度の住民税の所得割から控除することになりました。なお、この措置は、対象者から市町村への申請に基づき実施が必要です。（平成 20 年から 28 年度分までの個人住民税に適用。）

2007.1.29